

選挙運動費用の公費負担制度

契約書参考例

- ※ 書式はあくまで参考に留まり、契約内容は当事者の責任となります。
- ※ 記載内容は公費負担制度で用いられているものに準拠し、参考では、主として選挙公営に関する項目例を中心に記載しています。
- ※ 契約不履行の場合等の契約一般に規定される項目についても、必要に応じて別途当事者間で具体的に定めておくのが望ましいと考えます。

選挙運動用自動車使用契約書 (参考例)

滝上町〇〇選挙候補者〇〇 (以下「甲」という。) と〇〇会社〇〇 (以下「乙」という。) とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の使用について、次のとおり契約する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車として使用する。
- 2 使用車種及び登録番号
- 3 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで (日間)
ただし、当該選挙が無投票となった場合は、契約期間を短縮することができる。
- 4 契約金額 金 円 (消費税及び地方消費税を含む)
[内訳: 1日につき 円 (税込) × 日間]
ただし、3のただし書に該当するときは、1日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により滝上町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、滝上町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき滝上町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が滝上町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により滝上町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

※契約は告示日前でも可能

※戸籍名 (通称名不可)。
※候補者氏名は候補者届出と一致させる。

甲 滝上町〇〇選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

選挙運動用自動車賃貸借契約書 (参考例)

滝上町〇〇選挙候補者〇〇 (以下「甲」という。) と〇〇会社〇〇レンタカー (以下「乙」という。) とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車として使用する。
- 2 使用車種及び登録番号
- 3 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで (日間)
ただし、当該選挙が無投票となった場合は、契約期間を短縮することができる。

※立候補届出の日から選挙期日の前日まで (選挙運動期間) を記載

- 4 契約金額 金 円 (消費税及び地方消費税を含む)
[内訳: 1日につき 円 (税込) × 日間]
ただし、3のただし書に該当するときは、1日の単価に返却する日数を乗じて得た額とする

※消費税を含む

- 5 使用上の義務等 ※戸籍名 (通称名不可)。
※候補者氏名は候補者届出と一致させる。
甲は、法令に従い、第 条に従う義務を負う。

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により滝上町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、滝上町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき滝上町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が滝上町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により滝上町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

※契約は告示日前でも可能

※戸籍名 (通称名不可)。
※候補者氏名は候補者届出と一致させる。

甲 滝上町〇〇選挙候補者
住 所
氏 名

乙 住 所
名 称
代表者

選挙運動用自動車燃料供給契約書 (参考例)

滝上町〇〇選挙候補者〇〇 (以下「甲」という。) と〇〇会社〇〇石油 (以下「乙」という。) とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約する。

1 供給する期間 年 月 日から 年 月 日まで (日間)

※戸籍名 (通称名不可)。
※候補者氏名は候補者届出と一致させる。

2 供給場所
所在地 〇〇町△△□□番地
名称 〇〇会社〇〇石油

※立候補届出の日から選挙期日の
前日まで (選挙運動期間) を記載

3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号

※消費税を含む

4 契約金額 単価 1 リットルあたり 円 銭 (消費税及び地方消費税を含む。) とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額 (1 円未満の端数が生じた場合は、1 円未満を四捨五入する。) とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により滝上町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、滝上町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき滝上町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が滝上町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により滝上町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

※契約は告示日前でも可能

※戸籍名 (通称名不可)。
※候補者氏名は候補者届出と一致させる。

甲 滝上町〇〇選挙候補者
住 所
氏 名

乙 住 所
名 称
代表者

選挙運動用自動車運転手雇用契約書 (参考例)

滝上町〇〇選挙候補者〇〇 (以下「甲」という。) と〇〇 (以下「乙」という。)
とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約する。

- 1 業務内容 公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転
- 2 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで (日間)
ただし、当該選挙が無投票となった場合は、
- 3 運転する車の車種及び登録番号

※立候補届出の日から選挙期日の
前日まで (選挙運動期間) を記載

- 4 契約金額 金 円 (消費税及び地方消費税を含む)
[内訳: 1日につき 円 (税込) × 日間]
ただし、2のただし書に該当するときは、1日の単価に運転した日数を乗じて
得た額とする

※消費税を含む

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の
規定により滝上町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、滝上町議会議員
及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき滝上町に対し請求す
るものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合
において、乙が滝上町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲
は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により滝上町に帰属するこ
ととなった場

※戸籍名 (通称名不可)。
※候補者氏名は候補者届出と一致させる。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議
の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有す
る。

年 月 日

※契約は告示日前でも可能

※戸籍名 (通称名不可)。
※候補者氏名は候補者届出と一致させる。

甲 滝上町〇〇選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

選挙運動用ビラ作成契約書 (参考例)

滝上町〇〇選挙候補者〇〇 (以下「甲」という。) と〇〇会社〇〇印刷 (以下「乙」という。) とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約する。

- 品名 公職選挙法第142条第1項第7号に定めるビラ
- 規格 長さ29.7cm × 幅21cm (A4判)
※法令規格：長さ29.7cm×幅21cm以内
- 作成枚数 枚
**※戸籍名 (通称名不可)。
※候補者氏名は候補者届出と一致させる。**
- 契約金額 金 円 (消費税及び地方消費税を含む)
[内訳：単価 円 銭 (税込) × 枚]
※消費税を含む
- 納入期限 年 月 日

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により滝上町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、滝上町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき滝上町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が滝上町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により滝上町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日 **※契約は告示日前でも可能**

**※戸籍名 (通称名不可)。
※候補者氏名は候補者届出と一致させる。**

甲 滝上町〇〇選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

選挙運動用ポスター作成契約書 (参考例)

滝上町〇〇選挙候補者〇〇 (以下「甲」という。) と〇〇会社〇〇印刷 (以下「乙」という。) とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約する。

※戸籍名 (通称名不可)。
※候補者氏名は候補者届出と一致させる。

- 品名 公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター
- 規格 長さ42cm × 幅30cm
- 作成枚数 枚
- 契約金額 金 円 (消費税及び地方消費税を含む)
[内訳: 単価 円 銭 (税込) × 枚]
- 納入期限 年 月 日

※法令規格: 長さ42cm×幅30cm以内

※消費税を含む

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により滝上町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、滝上町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき滝上町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が滝上町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により滝上町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

※契約は告示日前でも可能

年 月 日

※戸籍名 (通称名不可)。
※候補者氏名は候補者届出と一致させる。

甲 滝上町〇〇選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者